

# 土地利用基本計画の概要について

## 1 役割等

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条及び同法施行令第2条の規定に基づき**都道府県**が定めるもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たしている。

また、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものであり、**土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する規制を実施するに当たっての基本となる計画**となっている。

## 2 計画の内容

土地利用基本計画は、**計画図**と**計画書**からなる。

### (1) 計画図

縮尺5万分の1の地図に**次の5地域の区域を表示**したものの。

地域区分	地域別の概要
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）によって都市計画区域として指定されることが相当な地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域で、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）によって農業振興地域として指定されることが相当な地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域で、森林法（昭和26年法律第249号）で規定する国有林の区域又は地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法（昭和32年法律第161号）によって自然公園として指定されることが相当な地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成しており、その自然環境の保全を図る必要がある地域で、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）によって原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

### (2) 計画書

次の3つの事項について定めている。

- ア **土地利用の基本方向**
- イ 5地域区分の**重複する地域における**土地利用に関する**調整指導方針**
- ウ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画